

## 「消費税率の改正」に伴う電気料金の改定について

京葉ガス株式会社(社長：羽生 弘、以下「京葉ガス」)は、「消費税率の改正」に伴い電気料金を改定いたします。

今回の改定は、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることを受けて、電気料金に新たな消費税率を反映させていただくものです。電気料金への反映は、10月計量分<sup>※</sup>からの適用となります。

京葉ガスは今後とも、効率的な経営の推進、サービスの向上に引き続き取り組み、お客さまからの信頼に応えてまいります。

### —— 電気料金の改定について ——

#### 1. 実施日

2019年10月1日より各電気料金プランの料金を改定いたします。

- 改定後の家庭用向け電気料金プラン定義書は[こちら](#)
- 改定後の業務用向け電気料金プラン定義書は[こちら](#)

#### 2. 電気料金への反映時期

「消費税率の改正」の電気料金への反映時期

2019年10月計量分<sup>※</sup>から適用します。

□2019年10月計量分とは、2019年9月計量日の翌日から2019年10月計量日までをいいます。

#### 3. お問い合わせ

京葉ガスお客さまコールセンター

047-361-0211

【受付時間】月曜日～土曜日 9:00～19:00

【休業日】日曜日、祝日、年末年始 等

お問い合わせいただいた時間帯や内容によっては、翌営業日以降の対応になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ 2019年9月以前から継続的に電気をお使いいただいているお客さまについては、11月計量分からの適用となります。

以上

